

自動車保管場所証明申請書の記載例

【型式・車台番号】
 ※ 完成検査終了証、自動車検査証、譲渡証明書、抹消登録証明書等に記載してある内容を記入してください。
 (新車の場合は、自動車販売店へ照会してください。)
 ※ 車台番号欄については、左詰めで記入し、アルファベットには下欄にチェックしてください。
 ※ 数字とアルファベットを明瞭に区別して記入してください。
 (0とOとD、1とI、2とZ、8とB、VとUなどについて、間違いがよく見受けられます。)

【型式・車台番号】
 ※ 完成検査終了証、自動車検査証、譲渡証明書、抹消登録証明書等に記載してある内容を記入してください。
 (新車の場合は、自動車販売店へ照会してください。)
 ※ 車台番号欄については、左詰めで記入し、アルファベットには下欄にチェックしてください。
 ※ 数字とアルファベットを明瞭に区別して記入してください。
 (0とOとD、1とI、2とZ、8とB、VとUなどについて、間違いがよく見受けられます。)

自動車保管場所証明申請書																			
車名	型			式							車台番号		自動車台番号		自動車の大きさ				
トヨタ	A	B	C	D	1	2	3	C	D	1	2	3	4	5	6	7	長さ	450	cm
																	幅	170	cm
																	高さ	140	cm
自動車の使用の本拠の位置 山梨県甲府市丸の内〇丁目〇番〇号 (××アパート〇〇号室)																			
自動車の保管場所の位置 山梨県甲府市中央〇丁目〇番〇号 ××駐車場 No.5																			
※ 保管場所標準番号 081234560																			
自動車の保管場所の位置欄記載の場所は、申請に係る自動車の保管場所として確保されていることを証明願います。																			
平成20年〇〇月〇〇日																			
甲府 警察署長 殿																			
〒(400-0031)																			
住所 山梨県甲府市丸の内〇丁目〇番〇号 ××アパート〇〇号室																			
申請者 氏名 山梨太郎 電話(123) 456局 7890番																			
第 号 自動車保管場所証明書																			
自動車保管場所の位置欄記載の場所は、上記申請に係る自動車の保管場所として確保されていることを証明する。																			
平成 年 月 日 警察署長 印																			

備考 1 自動車の使用の本拠の位置が、旧自動車(申請者が所有者である自動車であって申請に係るもの以外のものをいう。以下同じ。)に係る使用の本拠の位置と同一であり、かつ、申請に係る場所が旧自動車の保管場所とされているときは、保管場所標準番号欄に旧自動車に表示されている保管場所標準番号に係る保管場所標準番号を記載して、所在図の添付を省略することができる。ただし、警察署長は、保管場所の付近の目標となる地物及びその位置を知るため特に必要があると認めるときは、所在図の提出を求めることができる。
 2 申請者は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。
 3 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

保管場所の所有者	自動車登録番号	新規	増車	代替車(別の車に変える)	連絡先
自己・共有・その他		大	軽	台数	090-1234-5678 (担当者) 山梨太郎
		1	1	台数	
				登録番号	

【車名】
 例
 ・トヨタ
 ・日産
 ・三菱
 ・ホンダ等
 メーカー名を記入してください。

提出先の警察署名を記入してください。

記入する
 記入しない

【自動車の大きさ】
 センチメートル(cm)単位で、右に詰めて記入してください。(ミリ単位は切り捨てます。)

【使用の本拠の位置】
 [個人の場合]
 実際に居住する場所の住所を記入してください。通常は住民票の住所と同じです。《通常、勤務先は、個人の使用の本拠の位置とはなりません。》
 [法人の場合]
 実際に営業を行う事業所の所在地(本社、営業所等の所在地)を記入してください。《通常、役員の自宅や社員寮等は使用の本拠の位置とはなりません。》

【保管場所の位置】
 駐車場の所在地を住居表示で記入してください。

【保管場所標準番号】
 申請者の住所と使用の本拠の位置が同一で、さらに保管場所が同一の代替車両がある場合、その代替車両の標準番号がわかれば記入してください。

【申請者住所・氏名】
 車検証の使用者にあたる箇所です。
 [個人の場合]
 住民票又は印鑑登録証明書の住所・氏名を記入してください。氏名欄は記名押印(印鑑は認印で結構です。)又は署名のどちらでも可です。※ 氏名にはフリガナをつけてください。
 [法人の場合]
 登記簿又は印鑑登録証明書の住所・法人名を記入し、法人の代表者名を併記し、社印、代表社印又は代表者の認印を押印(署名のみは不可です。)してください。

【保管場所の所有者】
 申請する保管場所の所有者に〇印をつけてください。自己単独所有 ... 自認書を添付してください。共有 ... 使用承諾証明書(共有者全ての連名が必要)を添付してください。その他 ... 使用承諾証明書又は契約書の写しを添付してください。

【自動車登録番号】
 申請する自動車にナンバー(自動車登録番号)がある場合に記入してください。

【申請区分】
 新規・増車・代替車(入替の場合)の何れかに〇印をつけてください。増車の場合は所有車両の台数を記入し、入替の場合は、旧車両の車台番号、登録番号(ナンバー)を記入してください。

【連絡先】
 [申請内容についてのお尋ね先]
 屋間の連絡先で、勤務先や氏名、電話番号(携帯電話番号)等を記入してください。

※ 注意事項

- 自動車保管場所証明書、保管場所標準交付申請書の各2通(計4通)に必要事項を記載してください。(用紙については、自動車保管場所証明書、自動車保管場所標準交付申請書の4枚が1組となったものが、警察署窓口に着用されています。)
- 申請書類等は、保管場所(車庫)の位置を管轄する警察署へ提出してください。
- 申請添付書面(次の書類)をそれぞれ1通添付してください。
 ・所在図と配置図 ・保管場所使用権原書面(自認書、保管場所使用承諾証明書又は駐車場賃貸契約書の写し等)
- 申請内容に疑義がある場合には、別途必要な書面の提出を求めることがあります。
- 証明書の交付とともに保管場所標準と保管場所標準番号通知書が交付されます。交付された通知書は、大切に保管してください。
- 証明書交付後の訂正は、原則としてできません(再度新たな申請となります)ので、内容を確認して提出してください。
- 証明書交付後は、速やかに「使用の本拠の位置」を管轄する運輸支局へ提出してください。証明日から約1ヶ月が経過すると、新たに証明申請が必要になります。期間については、運輸支局に確認してください。

※ 証明手数料等
 証明申請 2,000円
 標準交付申請 500円
 ※ 金額分の山梨県収入証紙での納入となります。